

第 8 章 顧問

第 2 1 条 本会に顧問を置くことができる。

②顧問は会長の諮問に応じる。

第 2 2 条 顧問の任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

第 9 章 総会

第 2 3 条 総会は、全会員をもって構成され、本会の最高決議機関である。

第 2 4 条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

②定期総会は毎年 1 回開催する。臨時総会は理事会が必要と認めたときに開催する。

第 2 5 条 総会の決議は、出席者の過半数で決める。

第 1 0 章 理事会

第 2 6 条 理事会は、会長、副会長、地区代表理事、学年代表理事、専門委員会の委員長、幹事、校長、臨時委員会のある場合には、その委員長をもって構成され、本会の会務運営に対し重要事項について審議する。

第 2 7 条 理事会は、会長が必要と認めたとき、または構成員の 3 分の 1 以上の要求があったときに開催する。

第 2 8 条 理事会の議事は、出席者の過半数で決める。

第 1 1 章 学年代表理事会及び学級委員会

第 2 9 条 学年代表理事会並びに学級委員会は、それぞれ学年代表理事もしくは学級委員をもって構成し、本会の目的を達成するために必要な学年または学級の活動を企画し、会長の承認を得て運営する。

第 1 2 章 専門委員会及び臨時委員会

第 3 0 条 本会の活動に必要な事項について専門委員会を置く。

②専門委員会について必要な事項は、細則で定める。

第 3 1 条 特別な事項について必要があるときは、臨時委員会を設けることができる。

②臨時委員会について必要な事項は、細則で定める。

第 1 3 章 その他

第 3 2 条 本会の運営に関し必要な細則は、この会則に反しない限りにおいて理事会の会議を経て定める。

②理事会は、会則を制定しまたは廃した場合には、その結果を次期総会に報告しなければならない。

第 3 3 条 会員の慶弔に関し、慶弔慰金及び記念品を贈ることができる。

第 3 4 条 本会則の改正は、総会において出席者の 3 分の 2 以上の賛成を得なければならない。

付則 本会則は昭和 5 5 年 4 月 1 日より施行する。

本会則は平成 3 年 4 月 1 日より一部改正施行する。

本会則は平成 1 3 年 4 月 1 日より一部改正施行する。

本会則は平成 1 4 年 4 月 1 日より一部改正施行する。

本会則は平成 1 8 年 4 月 1 日より一部改正施行する。